

要望書について（回答）

- 提出者：関金地区自治公民館協議会
- 受付日：令和3年6月30日
- 回答日：令和3年8月19日

1. 大鳥居自治公民館

①支所敷地内の公衆用トイレ入口の目隠しについて

【回答：関金支所 Tel 45-2111】

男性用の便器だけでなく兼用トイレの使用者が見えないように目隠しフェンスを設置します。

②広域農道（農大～開田集会所線）の道路補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

舗装修繕については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、実施時期を検討いたします。

③危険家屋の対策・処置について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

先日、所有者等とようやく接触することができ、行政指導文を手渡して危険家屋の状況や除却補助制度による支援等を伝え対策を講じるように説明を行ったところです。引き続き、危険家屋の問題解消に繋がるように空き家対策として行政指導や交渉を進め、所有者等で改善されるように取組みますのでご理解とご協力をお願い致します。

④インターネット環境について

【回答：企画課 Tel 22-8161】

関金地区のインターネット環境整備につきましては、令和2年度から国の高度無線環境整備推進事業を活用し、ケーブルテレビ設備の光化を進めているところであり、令和3年度中に光ケーブルの幹線の整備を行う予定としております。

幹線から各家庭までの引込工事（※1）につきましては、幹線整備の完了後に順次進めていく予定としております。

光サービスは、引込工事完了後、宅内工事（※2）が完了した家庭から順次開始されることとなります。

引込工事及び宅内工事が始まる前に地域説明会を行う予定としておりますので、インターネット環境整備の早期実現に向け、引き続き、ご理解、ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

（※1）引込工事

光ケーブルを幹線から各家庭の外壁まで引き込む工事で、倉吉市が実施します。

（※2）宅内工事

光ケーブルを各家庭の外壁から家の内部に引き込む工事で、日本海ケーブルネットワーク株式会社と契約した家庭が実施します。

2. 松河原自治公民館

① (本村) 農業用水路の改修について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

公函等資料を確認しましたところ、国土交通省管理の小鴨川と水路管理道との間に民地があります。国土交通省との調整が必要となりますが、管理者である土地改良区と協議し、修繕に係る支援を検討いたします。

② (本村) 道路の陥没補修工事について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度、陥没補修を実施します。なお、補修の際には舗装を剥ぎ取り、舗装下の状況を確認します。

③ (本村) 民家前側溝の改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

側溝整備については緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。当路線も整備予定箇所に入れ、実施時期を検討いたします。

④ (山新) 市道山根1号線雑木の伐採について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

通行に著しい支障が生じるなど早急に対応しなければならない箇所については、所有者の承諾を得て市が伐採等の対応を行う場合もありますが、民地から道路に出ている枝葉については、所有者により管理をしていただく事が基本になっています。現地を確認したところ、民地の樹木と思われるので、伐採については所有者（または地元自治公民館）による対応をお願いいたします

⑤ (上部～開田) 一般道の速度規制について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

速度制限の変更については、鳥取県公安委員会が決定することになるため、鳥取県公安委員会の窓口となる倉吉警察署へ速度制限の変更を要望します。変更の可否につきましては、回答があり次第、松河原自治公民館宛てに通知します。

⑥ (上部) グレーチングの段差修繕及び、松河原神社鳥居前グレーチング改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度、グレーチングの段差解消及びグレーチングの固定等の補修を実施します。

⑦ (上部) 市道ひのき線、道路上の雑木の伐採について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

通行に著しい支障が生じるなど早急に対応しなければならない箇所については、所有者の承諾を得て市が伐採等の対応を行う場合もありますが、民地から道路に出ている枝葉については、所有者により管理をしていただく事が基本になっています。現地を確認したところ、民地の樹木と思われるので、伐採については所有者（または地元自治公民館）による対応をお願いいたします。

⑧（上部～本村の堤防）小鴨川の水路の改修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

河川管理者である国土交通省倉吉河川国道事務所に要望いたします。

⑨（井出）民家裏 用水路及び用水路周辺崩壊部分の継続改修について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

管理者である土地改良区と協議し、修繕に係る支援を検討いたします。（現場を確認しましたが、水路周辺の雑草等が多く詳細な崩壊が確認ができませんので、草刈り等の維持管理をお願いいたします。）

3. 堀自治公民館

①小鴨川左岸の支障木伐採について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

①の箇所：河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

④、⑤の箇所：官地から道路に出ている部分については市で伐採を行います。民地から道路に出ている枝葉については、所有者により管理をしていただく事が基本になっています。通行に著しい支障が生じるなど早急に対応しなければならない箇所については、所有者の承諾を得て市が伐採等の対応を行う場合もありますが、伐採については所有者（または地元自治公民館）による対応をお願いいたします。

②市道坂根線のガードレール修繕について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度、ガードレールの修繕を実施します。